

2024 年度

運輸安全報告書



有限会社 武井観光

輸送安全マネジメントへの取り組みについて

平成 18 年 3 月 31 日公布、道路運送法の改正等により、同年 10 月 1 日より運輸安全マネジメントの導入が義務付けられました。

有限会社武井観光においては、この運輸安全マネジメントの推進を自動車運送事業運営の基礎と位置づけ、輸送の安全確保が最も重要であることを再認識し、輸送の安全性の向上に努めるため、次に掲げる「輸送の安全に関する基本方針」を定めました。

社長が最終的な責任を有する組織を明確にし、経営トップから現場までが一丸となって輸送の安全に関する目標とその計画を作成し、情報共有や伝達を確実に行い、又、業務の改善を継続的に行い、記録を管理することにより、輸送の安全性の確保と向上に取り組むことを宣言します。

1. 輸送の安全に関する基本方針

- ・安全確保の優先がバス事業者の使命であることを深く認識し、社長及び役員・社員一同が安全確保に最善の努力を尽くす。
- ・輸送の安全に関する法令及び関連する規定を遵守し、適正かつ忠実に職務を遂行する。
- ・安全管理体制を適切に維持するために不断の確認を励行する。
- ・輸送の安全に関する情報については、積曲的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標(安全目標)及び目標の達成状況

当社では、輸送の安全目標として、年度毎に事故件数の減少目標を設定し、目標達成に努めております。2024 年度につきましては、人身事故「0」件、物損事故「10」件以下という目標に対し、人身事故「2」件、物損事故「14」件と、目標を達成することができませんでした、どの事故も基本作業不履行(確認不足、思い込み、あせり等のヒューマンエラー)による自損事故でした。又、飛石案件が昨年対比「6」件から「11」件と増加

。

2024 年度の達成状況及び2025 年度の目標は次のとおりです。

坂月営業所

| 2024 年度の実績(単位:件) | | |
|------------------|----|----|
| 実績 | 目標 | 差異 |
| 14 | 10 | +4 |

坂月営業所

| 2025 年度の目標(単位:件) | | |
|------------------|------|----|
| 目標 | 前年実績 | 差異 |
| 10 | 14 | -4 |

3. 事故に関する統計

2024 年度中、当社における自動車事故報告規則第 2 条に該当する事故は「1」件でした。同じ様な重大事故を発生させないよう、社員一人ひとりが意識を高めて安全運行に努めて参ります。

【2024 年度事故統計の内訳】

| | (件) | (件) |
|-------|------|------|
| 重大事故 | 1 | |
| 軽微な事故 | 14 | |
| 合計 | 15 | |
| | | |
| | 有責事故 | 他責事故 |
| 人身事故 | 2 | 0 |
| 車内事故 | 0 | 0 |
| 物損事故 | 11 | 2 |
| 合計 | 13 | 2 |

※上記件数には、当社に責任のない事故も含みます

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

a. 安全確認の徹底

- ・シートベルト着用の案内、装着状況の確認を徹底。
- ・3 ケ月点検、12 ケ月(1 年)点検はディーラーに確実に点検して頂く。
- ・自社でも 45 日点検を実施。

b.予防運転の徹底

- ・Dr.ライセンス、自社のデジタルタコメーター、ドライブレコーダー、を確認し教育、指導を実施し事故防止に努める。
- ・スキーシーズンに備え、チェーン巻きの訓練を実施
- ・輸送の安全指導計画に則って、管理者から乗務員に、注意事項や生活習慣等で、改善すべきポイント等を教育。

c.運行状況の聞き取り(ヒヤリ・ハット)

- ・運行後の聞き取りや、運転日報の確認でヒヤリハットポイント等を聞き取り、情報共有や、教育に活用。

d.健康状態の把握の徹底

- ・点呼時に健康状態、睡眠不足についてのチェックを徹底。また、健康診断では通常の検査とは別に、筋代謝検査、脳リスク検査、心不全検査、胃がんリスク検診を受診。

e.適性診断の活用

- ・診断結果を基に、乗務員の長所を伸ばし、短所を理解してもらい改善を図り、事故防止に努める。

5.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別添「安全管理体制図」を参照

6.輸送の安全に係る教育及び研修の実施状況

・運転士の安全運転指導

- ①新入社員初任診断 ②高齢者適齢診断 ③事故惹起者特別診断 等。
- ・ドライブレコーダーを使用した運転技術研修やヒヤリ・ハット教育等の実施。
- ・経営(トップ・役員)自らが輸送の安全に関するセミナー、研修会に参加し、安全意識の向上に役立てる。
- ・運転技術の基本操作や接遇面の確認を目的として、運輸部管理職等による実車運行中の添乗指導を隨時実施。
- ・スキーシーズンに備え、チェーン巻きの訓練を実施



冬季チーン訓練

7.輸送の安全に係わる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

2023年3月に内部監査を実施したところ、安全管理体制や安全への取り組みについて、適合性及び有効性に関し、適正であることが確認されました。

8. 安全管理規定

別添「安全管理規定」参照

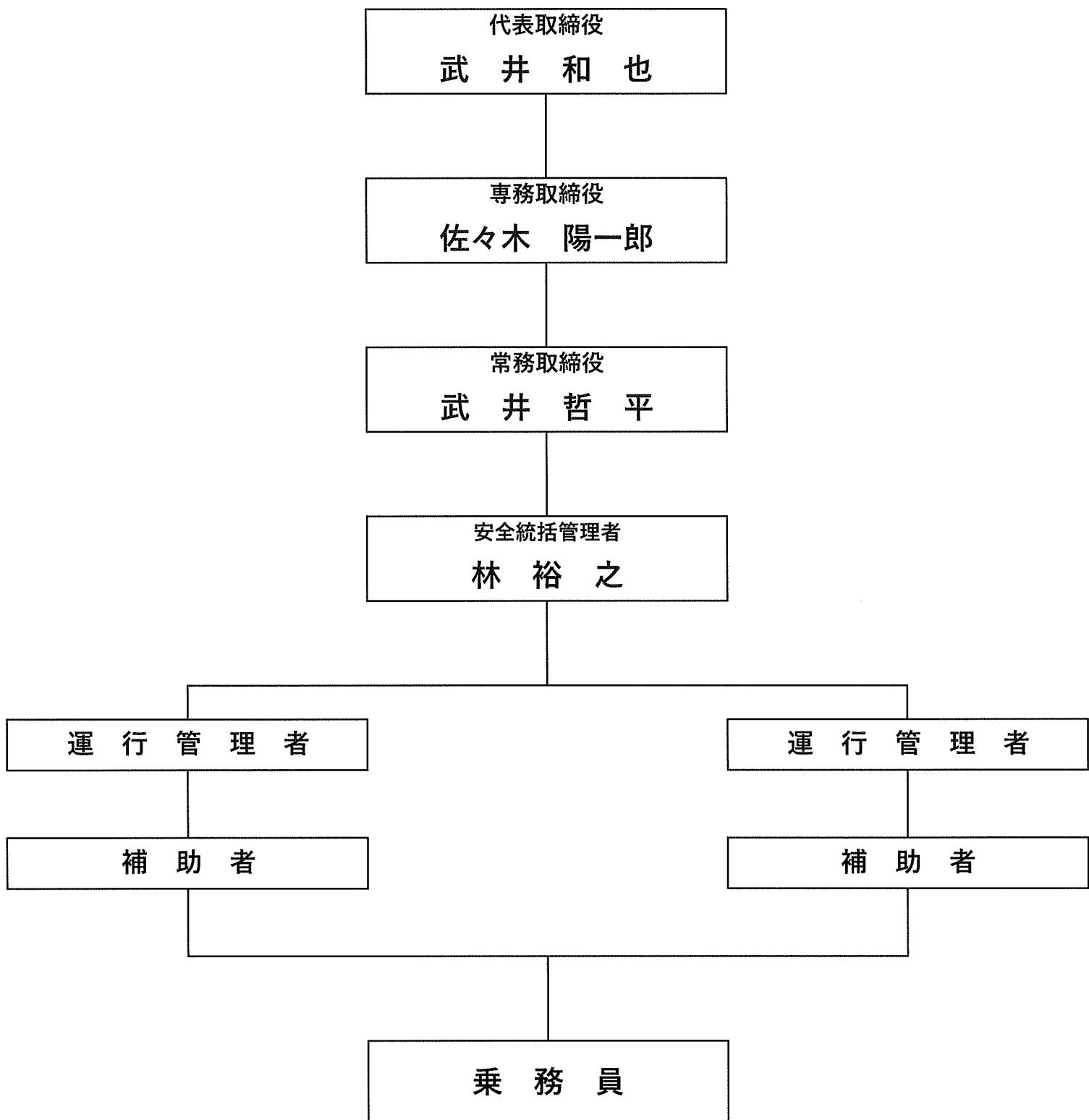
9. 安全統括管理者

所長 林 裕之

以上

安全管理体制図

(有限会社武井観光)



安全管理規程

(有) 武井觀光

有限会社武井観光 安全管理規程

～ お客様の「笑顔」と「バス」が大好きなバス会社 ～

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」という。)は、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保がもっとも重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、社員全員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輪送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2 協力会社を利用する場合にあっては、協力会社の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、協力会社と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、協力会社の輸送の安全の向上に努力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

目標は、別に定めるところによる。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

計画は、別に定めるところによる。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 各営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所の指導監督を行う。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合は重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 営業所長のうち、千葉営業所長を安全統括管理者として選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 身体の故障その他のやむを得ない自由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管

理者がその職務を引き継ぎ行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理者が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めることによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は提出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材教育のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名するものを実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、少なくとも年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は、前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的には方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係わる情報の伝達体制及びそのほかの組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係わる情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規定は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害との報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成 25 年 12 月 20 日制定
令和 2 年 10 月 1 日改定